

令和 5年度予算見積調書(12月補正予算)

課室名: 産業支援課
 担当名: 総務・地場産業担当
 内線: 3764

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
p2	特別高圧受電事業者等支援事業			一般会計	商工費	商工業費	商工振興費	中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援事業費		
事業期間	令和5年度～ 令和6年度	根拠 法令	なし			針路 分野施策	11 1102	稼げる力の向上 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援	SDGsゴール 8 SDGsターゲット 8-3	
1 事業概要	<p>国は電気代の負担軽減のため、令和6年4月使用分まで低圧については3.5円/kWh、高圧については1.8円/kWhの支援を実施するとしている。</p> <p>特別高圧については、国の支援対象に含まれないため単価が逆転し、低圧・高圧に比べ高い水準にある。</p> <p>このため、特別高圧電力を使用する県内中小企業等に対して、緊急的措置として支援を行う。</p> <p>特別高圧受電事業者等支援事業 △682,693千円</p>			<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 中小企業等（工場・工業団地）に対する支援 895,294千円 特別高圧電力を使用している工場・工業団地の中小企業等に対して補助を行う。</p> <p>イ 中小企業等（施設内テナント）に対する支援 1,007千円 特別高圧電力を使用している施設等（オフィスビル）にテナントとして入居している中小企業等に対して補助を行う。</p> <p>ウ 事務局経費等 47,699千円</p> <p>エ 補助金が見込みを下回ったことによる減額 △1,626,693千円</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 中小企業等（工場・工業団地）に対する支援 1kWh当たり10月～3月使用分は1.8円の補助を実施する。 (1kWh当たり4月～8月使用分は3.5円、9月使用分は1.8円の補助を実施。)</p> <p>イ 中小企業等（オフィスビル等のテナント）に対する支援 テナント事業者については電気使用量が確定できないことから 専有面積1㎡当たり10月～3月は33円/㎡・月の補助を実施する。 (専有面積1㎡当たり4月～8月は65円/㎡・月、9月は33円/㎡・月の補助を実施。)</p> <p>ウ 事務局経費等 コールセンター、申請受付、審査事務等の委託などを行う。</p> <p>※ 年度内に補助事業が完了しないため、繰越明許費を設定。</p> <p>(3) 事業効果 エネルギー価格高騰に伴う電力価格高騰について、これまで国の支援対象に含まれなかった特別高圧電力を使用する中小企業等に対する支援を行うことで、事業者の負担が軽減される。</p>						
2 事業主体及び負担区分 (国10/10・県0)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×3.0人=28,500千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金								
決定額	△682,693	△682,693							0	2,596,590
現計額	3,279,283	3,279,283							0	

事業内訳書

事業名	特別高圧受電事業者等支援事業		
単位事業名	特別高圧受電事業者等支援事業	予算額	△ 682,693千円

○歳入

(単位：千円)

款・節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
国庫支出金・ 商工業費補助金	△682,693	—	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 944,000 補助率 定額 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 △1,626,693 補助率 定額
合計	△682,693	—	

○歳出

(単位：千円)

節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
委託料	27,187	—	特別高圧受電事業者等支援金審査事務等の業務委託 補助対象期間延長に伴う増額
負担金、補助及び交付金	△709,880	—	特別高圧電力を使用している中小企業等への補助金 工場 30施設、工業団地 2団地、オフィスビル 3施設 ・令和5年10月～令和6年3月分 916,813 ・令和5年4月～9月分 △1,626,693
合計	△682,693	—	